

おむつ給付券の利用に当たって

対象者要件に該当しなくなった方

※ おむつ給付券は、対象者要件に該当しなくなった場合、使用できませんので、必ず長寿はつらつ課安心サポート係まで御連絡ください。

- ・ 各法令に基づく施設（介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、軽費老人ホーム等）に入所した場合
- ・ 要支援1又は2、介護認定期間切れ及び非該当となった場合 等

※ 新たに対象者要件に該当した場合、別途新規申請が必要となります。

給付用具 紙おむつ（布おむつ除く）・尿取パット・おむつ交換の際に使用する使い捨て手袋及び清拭剤（おしり拭き用のものに限る。液体・泡タイプも可）

給付対象 おむつ給付券記載の有効期間内に購入、または現物給付を受けたもの（領収日が有効期間内のもの）が給付対象となります。

振込口座 申請時、ご本人の口座を指定している方で、ご家族の口座に変更したい場合は、別途金融機関情報届出書及び委任状をご提出ください。

請求方法

1 現物給付（業者からおむつ等の給付を受ける場合）

(1) 手順

- ① 現物給付を行っている事業者におむつ給付券を持参してください。
- ② おむつ給付券の受領者氏名欄に署名捺印をしてください。
- ③ おむつ給付券とおむつ等を交換してください。

(2) 現物給付を行っている事業者（◎印のある事業者は配達可能）

※ 以下の事業者以外でも、現物給付を受けられる場合があります。

| 事業者名 | 住所 | 電話番号 |
|----------------|-----------------------|--------------|
| ◎ふれあい広場 | 東北 2-29-12 | 048-471-2073 |
| ダイワ薬品 | 大和田 5-12-19 | 048-481-4678 |
| ◎かくの木用品館 | 堀ノ内 2-9-33 | 048-482-7222 |
| ◎ケアプラザ彩ふく | 堀ノ内 3-7-31 | 048-482-0021 |
| ◎須田薬局 | 野火止 1-2-1-101 | 048-477-3089 |
| ◎アサヒ堂薬局 | あたご 3-7-16 | 048-478-7151 |
| ◎ライフデザイン | 新座 3-3-9-204 | 048-489-3233 |
| ◎ニチケアセンター新座 | 東北 2-26-2 深井ビル 2-A | 048-470-3361 |
| ◎滝島薬局石神店 | 石神 2-4-8 | 048-482-0779 |
| ◎住まいるハート | ふじみ野市鶴ヶ岡 4-12-15 | 049-267-7001 |
| ◎ホームケアセンターイワサキ | 清瀬市中里 3-1118-1 | 042-492-3522 |
| ◎有限会社 吉縁 | 所沢市東所沢 2-20-5 和光ビル 2F | 04-2941-5591 |
| ◎榑崎玉ライフケアサービス | 朝霞市本町 2-4-25T-BLD 朝霞 | 048-462-7848 |

2 償還払い（ご自分でおむつ等を購入する場合）

(1) 手順

- ① ドラッグストア等で給付対象となる品物を購入してください。

※ 入院中（介護療養型以外）にかかった費用も対象となります。

裏面あり

- ② 対象者の氏名が記載された領収書（内訳がわかるもの）をもらってください。
- ③ (2)の提出書類を提出してください。
- ※ 最終提出期限を過ぎて提出されたものは無効となります。また、郵送の場合は、最終提出期限必着分まで有効となります。
- ※ おむつ給付券は、領収額に合わせて、複数枚同時に請求できます。
- ④ 1か月程度で指定の口座に振り込まれます。

(2) 提出書類

- ① おむつ給付券
- ② 対象者の氏名が記載された領収書（内訳が分かるもの）
- ※ 原本を提出してください（原本とコピーを持参した場合に限り、原本に受付印を押して返却します）。
- ※ レシートのみでは請求できません。
- ※ 入院費の振込み等により領収書がない場合は、請求書（内訳が分かるもの）と払込票兼受領証を添付してください。
- ※ 通信販売の領収書についても請求対象となりますが、原則対象者の氏名が記載されたものに限ります。

年間予定

| 時期 | 内容 |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3月中旬 | 以下の①及び②に該当する方（更新対象者）に、次年度上半期分おむつ給付券発行準備を行います。（※1） ① 前年度下半期中におむつ給付券の請求があった方 ② 対象者要件に該当している方 |
| 4月初旬 ～中旬 | 更新対象者に、上半期分（4～9月）おむつ給付券が届きます。（※2） |
| 4月10日 | 前年度下半期分（10～3月）おむつ給付券請求締切り |
| 5月上旬 | 3月中旬以降に請求があった方等の対象者要件を確認し、更新対象者におむつ給付券を送付します。（※2） |
| 9月中旬 | 以下の①及び②に該当する方（更新対象者）に、下半期分おむつ給付券発行準備を行います。（※1） ① 上半期中におむつ給付券の請求があった方 ② 対象者要件に該当している方 |
| 10月初旬 ～中旬 | 更新対象者に、下半期分（10～3月）おむつ給付券が届きます。（※2） |
| 10月10日 | 上半期分（4～9月）おむつ給付券請求締切り |
| 11月上旬 | 9月中旬以降に請求があった方等の対象者要件を確認し、更新対象者におむつ給付券を送付します。（※2） |

※1 原則手続き不要ですが、別途提出書類が必要な場合があります。

※2 請求がない場合は更新されず、おむつ給付券が届きません。

※3 4月10日または10月10日が、土日祝日の場合は、翌開庁日が最終提出期限となります。

（問合せ先）

長寿はつらつ課安心サポート係
048-424-9611